

政策・土木交通常任委員会

開催日時 平成 25 年 6 月 24 日（月） 10 時 02 分～15 時 06 分

開催場所 第二委員会室

説明員 土木交通部長および関係職員

議事の概要

【土木交通部所管分】

1 付託議案

(1) 議第 129 号 平成 25 年度滋賀県一般会計補正予算（第 3 号）のうち土木交通部所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第 120 号 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 所管事項調査

(1) 報第 3 号 平成 24 年度滋賀県繰越明許費繰越計算書のうち土木交通部所管部分について

(2) 公益法人等の経営状況説明書について

滋賀県道路公社

滋賀県住宅供給公社

(3) 滋賀交通ビジョン原案について

(4) 公の施設に係る指定管理者の選考について

県営都市公園

大津港公共港湾施設

(5) (仮称) 滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案について

委員からは、コストを抑えて効果が高くなるよう地域ごとに検討する必要がある、県域を見渡して条例をつくる必要があるなどの意見が出された。

3 一般所管事項

4 委員長報告

委員長に一任された。

5 閉会中の継続調査事件

次の調査事件について、閉会中も調査を継続することについて議長に申し出ることになった。

- ・基本構想について
- ・IT推進について
- ・文化、芸術の振興対策について
- ・県民生活の安全対策について
- ・県政の情報公開について
- ・交通基盤の整備について
- ・公共土木施設の整備および災害復旧対策について

6 今年度の委員会の運営方針等について

(1) 運営方針

「条例化が予定されている案件や県が定める基本的な計画の策定過程において、行政調査や参考人招致を実施するなど積極的に調査を行い、必要に応じて政策提言を行うよう努めること。」と決定された。

(2) 重点審議事項(重点調査項目)

「(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例」と「平成25年度に策定・変更予定の計画等(新生美術館基本計画、滋賀交通ビジョン)」の2項目が位置づけられた。



委員会で配付された資料

- 1 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案について
- 2 びわこ地球市民の森
- 3 滋賀交通ビジョン原案について
- 4 滋賀交通ビジョン原案

5 公の施設に係る指定管理者の選考について

6 「（仮称）滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案」について